

## 弁護士補助職の制度化・資格化は…

法律事務所職員

伊藤 次彦

法律事務所に就職して早6年がたとうとして  
いる。気がつけばあつという間の6年だ。

**外回りについてまわる  
身分証の問題**

入所してすぐ、外回りの仕事を教わった。というより、入所後4年くらいは外回り専属みたいな感じだった。役所巡りや法務局巡りは、その土地ごとの特徴があり、かなり楽しめた（仕事とは違う次元で）。

さて、そんな外回りにも1つ不便なことがあった。それは身分証の問題。私は免許を持っていない、今時珍しい人種だ。原付の免許すら持っていませんので、窓口で身分証を求められると非常に困る。当時は保険証も大きかったので持ち歩くには不便この上ない。事務所から、事務所独自の身分証と「使者たる証明書」をもらってはいたが、かなり頭の固い役所ではこの身分証ではダメだといわれることもある。実際、某区役所の窓口でかなりやりあったこともある。結局その時は、事務所の証明書プラス病院の診療カードで認めてもらった（診療カードが何故身分の保障になるのか未だにわからない）が、その区役所に行くときはかなり気が重かったことを覚えている。

**あやふやな事務員の  
身分・社会的地位**

ところが、入所して2年もたたないうちに、東弁が身分証明書（写真付き）を発行するという話になった。これは外回りをする人間にとってはとても助かる話だった。以来、私は某区役所の窓口で口論する必要がなくなったのである（ちなみに、裁判所で荷物検査を受けなくても済むという恩恵にあずかれるのもいい）。

こうしてみると、事務員の身分・社会的地位というのはかなりあやふやなモノだったんだということに考えがいたる。もっとも、人の一生で弁護士の世話になる機会がどれだけあるかと考えると、まったく関

わりを持たずに生涯を終える人も珍しくはない（というより、そちらの方が多いか？）のだから、弁護士事務所に事務員がいて、弁護士業務の補佐をしていることなど露にも思わない人の方が多いたのが実情かもしれない。

なるほど、そうすると今話題の弁護士補助職制度（パラリーガル制度）が必要だという気持ちもわかるような気がする（個人的には制度や資格に縛られるのは好きではないが……）。

**事務局の仕事は  
多岐にわたりすぎて**

しかし、弁護士補助職を制度化し事務局に資格を与えるには事務局の仕事は多岐にわたりすぎている嫌いもある。

私は、現在外回りから解放(?)され、会計の担当になっている。では、この会計という仕事、どのように制度化・資格化するのか？ 弁護士事務所・法律事務所になくはならない大事な仕事だ（どんな会社にも必要だ）。なにせ依頼者のお金を預かっているのだから、何かあったら一大事なのだ。しかし、こういう仕事に対し補助職制度の中で資格を与えると、はなはだ疑問がわき起こる。「ちょっと違うんじゃないか〜」という気もする。

また、個人事務所と集合事務所では同じ事務局でも与えられている役割はだいぶ違うのも実情のようだ。実際、電話などで他の事務員さんと話をするとき「かみ合っていないな〜」と思うことはしばしばある。

だからこそ、制度化・資格化が急がれるのかもしれないが、「急がば回れ」「急いで事はし損じる」という諺にあるとおり、むやみに急いでもいいものではないのだから、もう少しゆっくりと時間をかけて、みんなが納得できるものをつくるのがいいと思う、今日この頃。これからの動向を見守りつつ、日々の仕事をがんばりましょう。